

櫻坂を緩歩中

公立入試における特別な配慮

北海道教育委員会より、周知文「特別な配慮を必要とする生徒の出願について」が届きました。裏面に印刷しておりますので、お読みください。道立高校入試に対する特別な配慮を希望する場合の流れが記されております。なお、札幌市立高校入試につきましても同様に対応されます。

補足

特別な配慮とは、難聴、視覚障がい、頻尿、吃音…といった障がい等に関する配慮です。また、骨折等によって松葉杖を検査会場に持ち込む場合も特別な配慮の対象となります。**特別な配慮の申請は出願までに完了しておく必要があります。**（出願後、入試直前のケガ等は除きます。）公立高校の受検を考えており、**特別な配慮を必要とする生徒は、遅くとも11月12日（水）に行われる第5回（最終）進路希望調査までに学級担任へ、その旨をお伝えください。**その後、中学校から出願予定校へ依頼文書を送り、対応策のシミュレーション等（冬休み中に実施されることが多いです。）が行われます。なお、**特別な配慮は日常の中学校生活においても配慮されていることが前提**となります。

【札幌龍谷学園高等学校】＝入試ガイダンス&入試個別相談会（対象＝中学生、保護者）

本日、札幌龍谷学園高校からいただいたプリントを3年生全員に配布しました。

プリントには、11月15日（土）に開催される入試ガイダンス&入試個別相談会について記されております。

入試ガイダンス&入試個別相談会の参加希望者は札幌龍谷学園高校のHPから申し込みください。（中学校への連絡は不要です。）

@coffee break 給食費は394円！（生徒の実費は328円！）

給食費は1日あたり394円です。公費負担分の66円を差し引くと実費は328円です。

安価で栄養のバランスのとれている給食も3年生にとって、食べられるチャンスはわずかなってきました。

定時制の高校をのぞいて、高校では給食は提供されません。残さず、しっかりと食べましょう。

公立高等学校を受検する生徒・保護者の皆さんへ

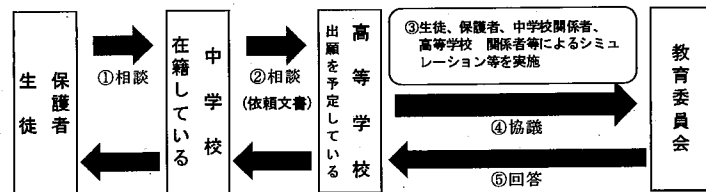
～特別な配慮を必要とする生徒の出願について～

入学者選抜における学力検査や入学後の学校生活等について、生徒や保護者が特別な配慮を希望する場合の対応や流れなどは、次のようになっています。

◎ 出願前に行うこと（流れ）

- ① 生徒・保護者から中学校へ相談
 - ・在籍している中学校の先生に学力検査や面接、入学後の学校生活において必要とする特別な配慮について相談します。
- ② 中学校から高等学校へ相談
 - ・中学校は、生徒・保護者から相談のあった特別な配慮の内容や中学校で配慮している事項をまとめ、生徒が出願しようとしている高等学校に相談し、関係文書を送付します。
- ③ シミュレーション等の実施
 - ・特別な配慮の内容や実施方法が適切であり、実施に当たって支障等が生じないよう、高等学校と中学校が詳細を確認します。
 - ・また、生徒・保護者、中学校及び高等学校の関係者等が一堂に会し、要望の内容について確認したり、シミュレーションを実施したりします。
- ④ 高等学校と教育委員会との協議
 - ・高等学校と教育委員会が特別な配慮について協議し、内容や実施方法等を確定します。
- ⑤ 高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ回答
 - ・高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ特別な配慮の内容について伝えます。

※ 出願の際、入学願書の「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄の「有」を選択してください。



◎ 学力検査等においてこれまで実施した特別な配慮の例

受検者の状況等	特別な配慮の内容
聴覚に障がいのある場合	・監督者の指示や英語の聞き取りテストが聞き取りやすいような座席の配置 ・補聴器の使用 など
視覚に障がいのある場合	・拡大鏡の使用 ・問題用紙の拡大 など
肢体不自由の場合	・車いすの使用 など

糖尿病の場合	・室外での補食 ・保健室でのインスリンの注射 など
入院している場合	・入院先の病院での受検 など
日本語指導が必要な場合	・問題用紙等へのルビ振り など
その他	・通常の検査室で受検することが困難な受検者に対する別室での受検 ・面接における配慮（聞き方を工夫し、短い言葉で回答できるようにする等） ・筆談による対応 ・当該生徒及び保護者の要望により特別な配慮が必要と考えられるもの など

◎ 特別な配慮に関するQ&A

- Q 1 特別な配慮を要望すると可否に影響を与えますか。
- A 1 入学者の選抜は、実施要項で示された資料（個人調査書、学力検査の成績、面接の結果等）を総合的に評価して行いますので、特別な配慮が可否に影響を与えることはありません。
- Q 2 特別な配慮について、いつまでに中学校へ相談すればよいですか。
- A 2 出願しようとする高等学校が未定の場合であっても、公立高等学校へ出願しようとする場合は、できる限り早く相談してください。可能な限り出願の受付前に協議を終えることができるようにお願いします。
- Q 3 出願後に怪我等により特別な配慮が必要となった場合、特別な配慮をしてもらえますか。
- A 3 怪我等により通常の受検が困難になった場合、速やかに中学校に相談してください。在籍中学校長が出願先の高等学校長に事情を説明し、当該高等学校長は、教育委員会と特別な配慮について協議します。
- Q 4 学力検査当日に急な体調不良等により特別な配慮が必要となった場合、別室受検等の特別な配慮はしてもらえますか。
- A 4 学力検査当日の急な体調不良等により通常の受検が困難になった場合、速やかに中学校又は出願先の高等学校に相談してください。状況に応じて特別検査室等で受検することは可能です。また、インフルエンザ等の感染症の罹患者のほか、月経随伴症状等、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由等により本検査を受検できない場合は追検査の対象となりますので、中学校に相談してください。なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として追検査の対象となりません。

◎ 相談窓口

- 次のいずれかに相談してください。
- ・出願先の高等学校
 - ・札幌市教育委員会学校教育部教育課程担当課
電話(011)211-3891
 - ・札幌市教育委員会児童生徒担当部学びの支援担当課
電話(011)211-3821
<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/school/senbatu/index.html>